

パインブリッジ 日本株式SRIファンド<DC>

追加型投信／国内／株式

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書（交付目論見書）です。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型投信	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

- この目論見書により行う「パインブリッジ日本株式SRIファンド<DC>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年6月14日に関東財務局長に提出しており、2019年6月15日にその届出の効力が生じております。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は請求目論見書に添付されております。
- 当ファンドは、商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

委託会社 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
(ファンドの運用の指図を行います。)

- 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第307号
- 設立年月日：1986年11月17日
- 資本金：1,000百万円
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：344,322百万円 (2019年10月末現在)

照会先

[電話番号] 03-5208-5858(営業日の9:00~17:00)
[ホームページ] <https://www.pinebridge.co.jp/>

受託会社

株式会社りそな銀行
(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）」の受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

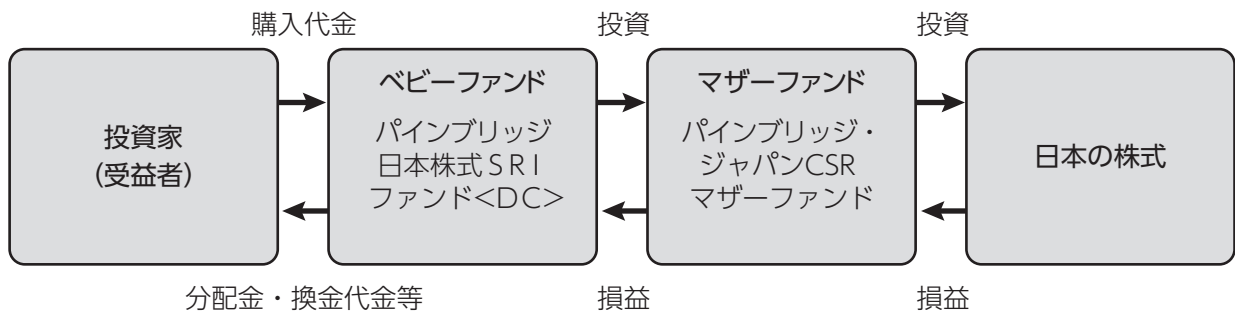
ファンドの特色

1 マザーファンド受益証券への投資を通じて、「企業が社会に対する役割を果たすことが持続的で中長期的な価値の創出を実現する」との考え方にに基づき、わが国の取引所上場株式を対象にSRI（Socially Responsible Investment:社会的責任投資）の観点を重視した運用を行います。

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

＜ファミリーファンド方式とは＞

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。

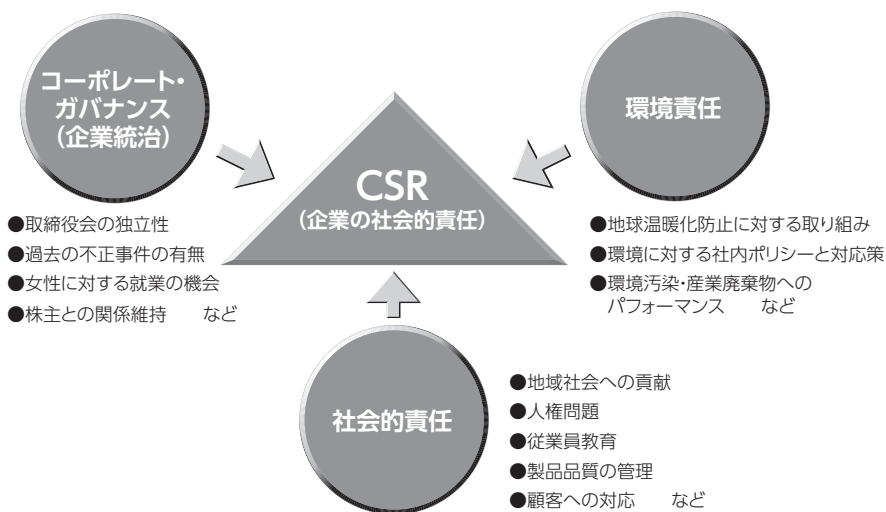


※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有する可能性があります。

2 実質的な投資候補銘柄の選定にあたっては、発行企業のコーポレート・ガバナンス（企業統治）、環境責任、社会的責任の3つの概念からMSCI ESG Research社が調査・分析を行い、提供される情報（CSR評価情報）を参考に選定します。

CSR投資の3本柱と評価項目*

*MSCI ESG Research社の評価項目は900以上にわたります。



MSCI ESG Research社のCSR調査・分析手法



3 TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

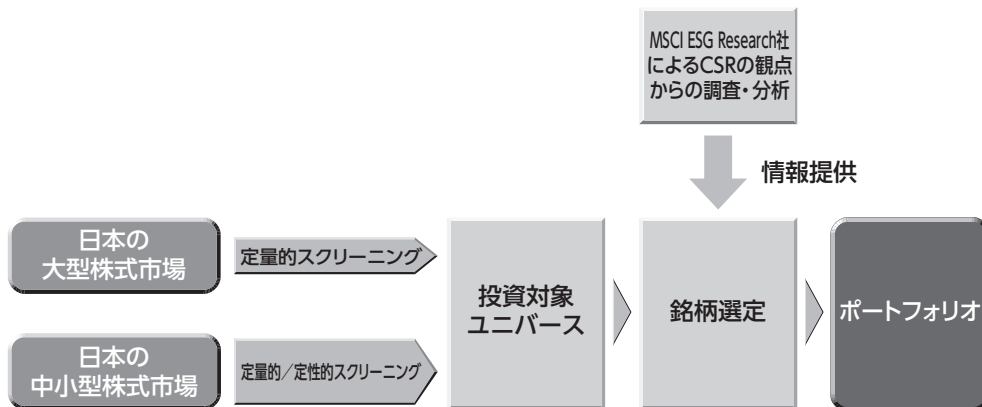
<TOPIX（東証株価指数）とは>

東京証券取引所が算出・公表する日本の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を、1968年1月4日を100として指数化したものです。TOPIXに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

4 実質的なポートフォリオの構築にあたっては、委託会社独自の分析・手法を用います。

<運用プロセス>

- 定量的スクリーニングにより抽出した大型株を中心に、定量的スクリーニングと定性的スクリーニングにより抽出した中小型株を加え、投資対象ユニバースを構成します。
- MSCI ESG Research社は、CSRの観点から調査を行います。
- MSCI ESG Research社の調査結果を参考にCSR評価を行い、相対的に優位にある銘柄を選別します。
- 前記c.により選別された銘柄を対象に、委託会社独自の分析・手法により最終的な銘柄選定等を行い、ポートフォリオを構築します。



5 確定拠出年金向けファンドです。

- 当ファンドの受益権の取得申込者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得申込を行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限定いたします。

6 年1回（3月15日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないことがあります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建て資産への投資は行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

<当ファンドの運用担当者に係る事項>

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 株式運用部

運用担当者：4名、平均運用経験年数：20年（2019年10月末現在）

2.

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、実質的に値動きのある有価証券等を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りです。

価格変動リスク	一般に株価は、経済・社会情勢、発行企業の信用状況、経営・財務状況、市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
CSR評価の採用に関わるリスク	当ファンドではCSR評価の調査分析において定評の高いMSCI ESG Research社の調査情報に基づいて最終的な投資銘柄を決定しますが、事前に知り得ることができない情報の発覚などにより、CSR評価が著しく変化する可能性があります。また、CSRが企業評価の新しい投資尺度として定着しつつありますが、CSRは企業を評価する一つの基準に過ぎず、その他の要因によってのみ株価が変動する可能性もあります。
流動性リスク	有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないことがあります。
信用リスク	発行体や取引先の倒産や経営・財務状況の悪化、債務不履行等の影響を受け、有価証券の価格は大きく下落します。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

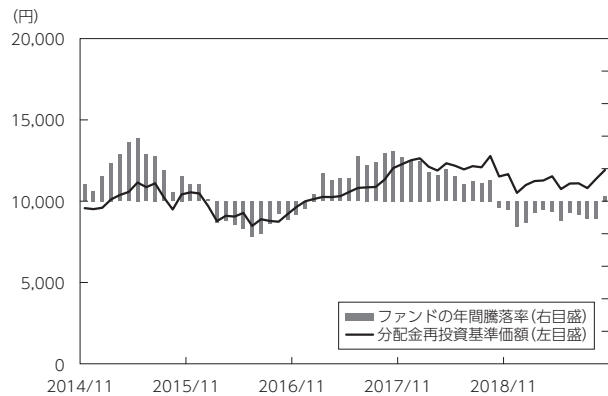
その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファミリーファンド方式で運用されるため、マザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 当ファンドは、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして使用しますが、ベンチマークはファンドの運用成果そのものを表わすものではありません。また、当ファンドは、特定の株価指標等に投資成果が連動する性格のファンド（いわゆるインデックス・ファンド）ではありません。

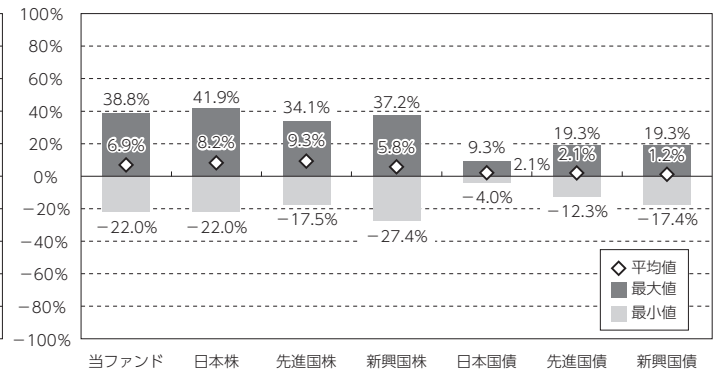
リスクの管理体制

- 運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

<年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>



<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2014年11月～2019年10月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

※当ファンドは、既払分配金がありませんので、分配金再投資基準価額と基準価額は同一です。

●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）配当込み

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数（TOPIX）配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCI コクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）および MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）は、MSCI Inc. が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債は、野村証券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属しています。また、野村証券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

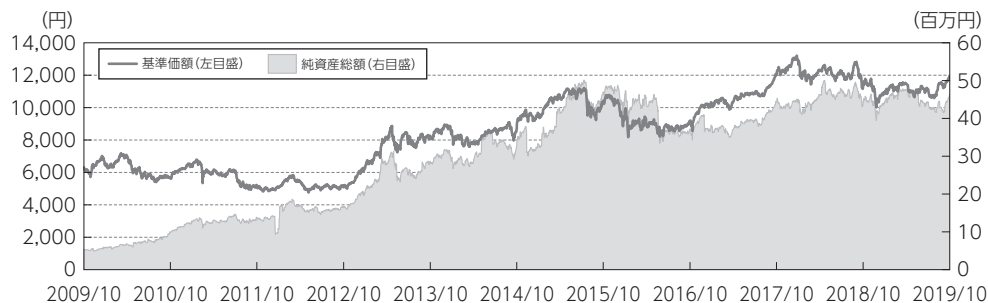
JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLC が算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

3.

運用実績

基準価額・純資産の推移

(過去10年間/2009年10月末～2019年10月末)



(2019年10月末現在)

基準価額	11,916円
純資産総額	46百万円

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2019年3月	0円	2016年3月	0円	設定来累計	0円
2018年3月	0円	2015年3月	0円		
2017年3月	0円	2014年3月	0円		

主要な資産の状況

(2019年10月末現在)

パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド	99.61%
キャッシュ等	0.39%

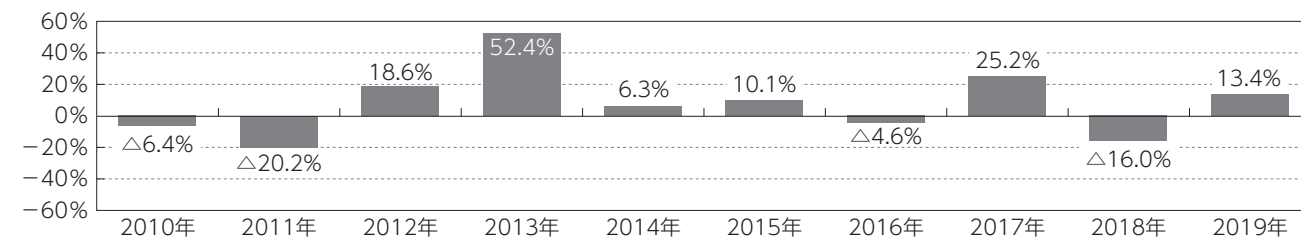
● パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	業種	投資比率 (%)
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	3.63
日本	キーエンス	電気機器	2.59
日本	日立製作所	電気機器	2.39
日本	日本電信電話	情報・通信業	2.34
日本	日本電産	電気機器	2.30
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.04
日本	横河電機	電気機器	1.97
日本	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.92
日本	アサヒグループホールディングス	食料品	1.92
日本	東急	陸運業	1.90

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間/暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2019年は年初から10月末までの騰落率を表示しています。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

4.

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
購入申込者の制限	確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいてファンドの購入申込を行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ありません。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の受付とします。
購入の申込期間	2019年6月15日（土）から2020年6月12日（金）まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で購入の申込を受付けない場合があります。 委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消することができます。
信 託 期 間	無期限（信託設定日：2007年12月20日（木））
繰 上 償 還	この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは一部解約により受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	原則として、毎年3月15日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	年1回（毎年3月15日）及び償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 益金不算入制度の適用はありません。 ※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金にかかる税制が適用されます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。 ※有価証券届出書提出日現在、購入時手数料を徴収している販売会社はありません。	購入時手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価	
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 年1.76% (税抜年1.6%) の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払います。		
	<運用管理費用の内訳>		
	運用管理費用	1.76% (税抜1.6%)	運用管理費用(信託報酬)= 運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	0.825% (税抜0.75%)	委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、 ファンドの監査等の対価
	販売会社	0.825% (税抜0.75%)	交付運用報告書等各種資料の送付、口座内での ファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.11% (税抜0.1%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等 の対価	
※委託会社の受取る報酬には、当ファンドの監査費用等が含まれます。			
その他の費用 ・手数料	当ファンドにおける有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用等について、保有期間中に信託財産よりご負担いただきます。 ※その他の費用・手数料は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。		
売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料			

※ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は2019年10月末現在のものですので、税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合等には、前記の内容が変更される場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。